

特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令について

平成17年3月
特許庁

特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律（平成16年法律第79号。以下「迅速化法」という。）の施行に伴い、及びその他規定に基づき関係省令の整備等を行うものである。

なお、迅速化法のうち、本省令案は、特定登録調査機関制度の導入、インターネットを利用した公報の発行、及び実用新案制度の見直しについての関係省令の規定の整備を行うものである。

【参考】

特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律においては、指定調査機関制度等の見直し、特定登録調査機関制度の導入、インターネットを利用した公報の発行、予納制度を利用した特許料等の返還、実用新案制度の見直し、独立行政法人工業所有権総合情報館の業務拡大、職務発明規定について改正を行っている。

【改正の概要】

1. 特定登録調査機関の導入に伴う規定の整備（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成2年通商産業省令第41号。以下「特例法施行規則」という。）

迅速化法において導入された特定登録調査機関に関し、省令へ委任されている具体的手続について規定する。

- （1）特定登録調査機関の交付する調査報告の記載内容について規定する（第60条の2）。
- （2）特定登録調査機関が業務の休廃止をするに当たり、事前にその旨を特許庁長官に届け出る際の届出書の記載事項を規定する（第60条の6）。
- （3）特定登録調査機関が備え、保存すべき帳簿について規定する（第60条の7、第60条の8）。
- （4）特定登録調査機関が先行技術調査業務を実施した際の調査報告の提出について規定する（第60条の9）。
- （5）特定登録調査機関の立入検査の身分証明書の様式を規定する（様式41）。
- （6）特定登録調査機関が交付する調査報告を提示する場合の出願審査請求書の様式を規定する（特許法施行規則様式第44）。

2. インターネットを利用した公報の発行に関する規定の整備（特例法施行規則）

迅速化法において導入された電子情報処理組織を使用した公報の発行に関し、省令へ委任されている具体的発行方法を規定する（特例法施行規則第35条）。

3. 実用新案制度の改正に伴う関係省令の改正（特許法施行規則（昭和35年通商産業省令第10号）等）

(1) 実用新案登録に基づく特許出願制度の導入に伴う関係省令の整備

実用新案登録に基づく特許出願専用の願書の様式を規定する（特許法施行規則第23条）

実用新案登録に基づく特許出願の際に、実用新案権の放棄による登録の抹消の申請を行うべきこと及び実用新案登録に基づく特許出願専用の実用新案権抹消登録申請書の様式を規定する（特許法施行規則第27条の6、実用新案登録令施行規則（昭和35年通商産業省令第34号）第2条の3）

特許出願の基礎とした実用新案登録に関する証明書又は図面であって変更を要しないものについては、特許出願に関する当該証明書等の提出を省略することを可能とする（特許法施行規則第31条）

実用新案登録に基づく特許出願がされた旨の登録方法として、実用新案登録原簿の表示部に記載すべきこと等を規定する（実用新案登録令施行規則第2条の2、第2条の6）

(2) 訂正の許容範囲の拡大に伴う関係省令の整備

実用新案登録の訂正書の様式を規定する（実用新案法施行規則第10条）

実用新案登録証に訂正の登録があった旨の記載をすることを規定する（実用新案法施行規則第19条）

登録実用新案の名称が変更される可能性があるため、特許制度と同様に、その名称変更の登録規定を設けることとする（実用新案登録令施行規則第2条の5）

4. その他

(1) 出願公開前の特許出願について、特許庁長官に対する情報の提供が可能となるよう規定する（特許法施行規則第13条の2）

(2) 実用新案登録後における無効理由について、特許庁長官に対する情報の提供が可能となるよう規定する（実用新案法施行規則（昭和35年通商産業省令第11号）第22条の2）

(3) 民事訴訟法施行規則第25条の改正に対応する改正（特許法施行規則第50条の8）

(4) 現在、書面での提出を求めている審査請求手数料等に関する返還請求について、電子手続を可能とすべく、特例法施行規則第10条に指定された特定手続及び第34条の2に指定された指定特定手続以外の指定特定手続等として規定する（特例法施行規則第10条、第34条の2）

(5) 国際商標登録出願の査定・決定について、電子手続を可能とすべく、特定処分として規定する（特例法施行規則第23条第7号）

5. 施行日

平成17年4月1日から施行する。